

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 7

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【会計室】 9
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】 10

北九州市告示第15号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和4年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所
経営執行職事業所長 溝田浩敏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

	変更前	変更後
種類	74号 排水処理施設	同左
名称	排水処理設備ASA2	同左
能力	中和設備 14,000m ³ /日 第一凝集沈殿槽 14,000m ³ /日 第二凝集沈殿槽 18,500m ³ /日	同左

イ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

項目	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 10,540 最大 12,300	通常 10,400 最大 12,534

水素イオン濃度	6 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 170 最大 230	通常 171 最大 230
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 63 最大 86	通常 62 最大 86
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 - 最大 4	同左
フェノール類含有 量 (mg/ℓ)	通常 - 最大 9	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 166 最大 254	通常 162 最大 254
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常 9.3 最大 38	通常 9.1 最大 38
ふっ素及びその化 合物 (mg/ℓ)	通常 1 最大 6	同左

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	変更前	変更後
排水の量 (m ³ /日)	通常 59,063 最大 81,327	通常 58,613 最大 78,991
水素イオン濃度	5 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 39 最大 45	通常 40 最大 45
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 - 最大 1	同左

フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 ー 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 60 最大 120	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 9	通常 2.6 最大 9
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年1月17日から同年2月7日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年2月7日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4059 82	ヘルパーステーションはなプラス	北九州市小倉北区三郎丸三丁目11番16号	合同会社大嗣	令和4年1月1日
4070 4059 90	訪問介護ステーション 志（こころ）	北九州市小倉北区馬借一丁目3番20号	株式会社MSN	令和4年1月1日
4070 4060 06	ケアステーションことぶき	北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	株式会社Destiny	令和4年1月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6908 52	リーベ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区夕原町3番3号	株式会社碧栄	令和4年1月1日
4067 7910 06	ことぶき訪問看護ステーション	北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	株式会社Destiny	令和4年1月1日
4067 7910 14	訪問看護ナースケア222	北九州市小倉北区三郎丸三丁目5番1-606号	東和ビルド株式会社	令和4年1月1日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4059 66	健匠株式会社	北九州市小倉北区宇佐町二丁目6番9-A3号	健匠株式会社	令和4年1月1日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日

4070 4059 74	健匠株式会社	北九州市小倉北 区宇佐町二丁目 6番9-A3号	健匠株式会社	令和4年1 月1日
--------------------	--------	-------------------------------	--------	--------------

北九州市告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7080 13	ヘルパーステーション山桃	北九州市八幡西区高江二丁目3番5号	株式会社リーベ介護サービス	令和3年1月2月31日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7904 12	SSI訪問看護ステーション	北九州市小倉北区黒住町4番14号	株式会社SSI	令和3年1月2月31日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7034 44	産業医科大学介護施設「虹の丘」デイサービス	北九州市八幡西区光貞台三丁目13番10号	学校法人産業医科大学	令和3年1月2月31日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7067 10	株式会社ハイライフ福祉事業センター	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目5番20号	株式会社ハイライフ	令和3年1月2月31日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7067 28	株式会社ハイライフ福祉事業センター	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目5番20号	株式会社ハイライフ	令和3年1月2月31日

6 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
-------	--------	---------	--------	-------

号				
4070 7034 10	産業医科大学介 護施設「虹の丘 」ケアプランセ ンター	北九州市八幡西 区光貞台三丁目 13番10号	学校法人産業 医科大学	令和3年1 2月31日

北九州市公告第 2 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
総合財務会計システムの借入れ及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市会計室
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 3 年 1 2 月 2 8 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
三菱 H C キャピタル株式会社九州法人支店
福岡市博多区店屋町 1 番 3 5 号
- 5 契約金額
3, 0 4 7 万 3, 5 3 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第25号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 令和4年度領収済通知書保管集配業務
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書等で定めるとおり
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手續等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室
- イ 日時 この公告の日から令和4年1月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号の場所及び日時において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わない。
- (4) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加申出書を提出しなければならない。
- イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室
- イ 期間
- (ア) 持参の場合
この公告の日から令和4年1月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合
書留郵便で令和4年1月27日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室
- イ 日時 令和4年2月3日午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更し、または解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2514

FAX 093-581-2490